

公益財団法人しまね女性センター行動計画

令和2年3月25日
理事長 多々納道子

女性が職業生活において、十分にその能力を発揮し、責任と誇りを持って活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次のように行動計画を策定する。

■計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
※第5期指定管理期間満了日まで

■組織の現状と課題

- 〔現状〕
- (1) 正規職員9名、非正規職員2名の11名体制である。
 - (2) 職員全体に占める女性の割合は72.7パーセントと高く、既に女性が活躍している職場である。
- 〔課題〕
- (1) 今後も引き続き、全職員が働くモチベーションを高めるとともに、働きやすい職場環境が求められている。
 - (2) 一般職員と指定管理職員の処遇に差があり改善が求められている。

■目標と取組内容・実施時期

目標 正規職員の勤続年数を3年以上延長する

〔取組内容〕

令和2年4月1日～令和7年3月31日

・職員が長く働き続けたいと思うような、働きがいがあり、働きやすい職場環境を構築する。具体的な対策は以下のとおり。

対策1 職員の適時・適切な昇任

- ・勤務実績による主任等への昇任

対策2 指定管理職員の処遇改善

- ・給料、退職手当、休暇等の処遇の改善する

対策3 年次有給休暇の取得促進

- ・現状の年間取得実績11日を15日とする